

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.108 平成26年1月7日

**TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール
k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。**

新会計基準と定款表記の関係に係るQ & A (全2枚)

当相談室へのご相談がありました旧基準から変更のあった事項のうち、定款表記との関係等について、東京都に照会したところ、以下の回答がありましたので参考にしてください。

Q 1 新会計基準では、基本財産の基本財産特定預金が「定期預金」と「投資有価証券」に変更になりましたが、施設を経営しない法人や社協等において、基本財産特定預金が現行定款に記載されている場合、移行に際し、「特定預金」を削除し、「定期預金」を追加する定款変更をする必要がありますか。

A 新会計基準への移行と定款表記は関係ありません。よって、基本財産特定預金の定款表記につきましては、変更いただく必要はありません。

Q 2 新会計基準における定款変更の必要性についてご照会します。

たとえば、特養・ショート・デイサービス・居宅介護支援事業所を運営する社会福祉法人において、公益事業である居宅介護支援事業所を定款上公益事業として記載しており、旧基準において特別会計を設定している場合における照会です。

新会計基準では特別会計の記述がありません。社会福祉事業と一体的に行われている公益事業は社会福祉事業区分に計上することになります。

他方、定款準則第16条は「この法人は、特別会計を設けることができる」及び同条備考において、「公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。また、その会計処理にあたっては、社会福祉法人会計基準等関係通知に基づき行うこと。」と記載されています。

定款準則第16条の「この法人は、特別会計を設けることができる」はできる規定なので、公益事業に係る特別会計を設定しなくても直ちに相違しているとは思われません。

しかしながら、定款準則第16条備考の記述との関係では特別会計を用意していな

い新会計基準とは整合性はないのではないかと思います。

については、公益事業を実施している社会福祉法人においては、定款第16条との関係では定款を変更するのでしょうか。また、定款準則第16条備考の表記は今後変更されるのでしょうか。

A 定款準則の（特別会計）についての条文は、定款変更は不要と考えています。また、備考の表記についても、変更の予定はありません。

新会計基準では、社会福祉法第26条第2項を受けて特別の会計の設定として公益事業区分として経理するのですが、社会福祉事業と一体的に行われている場合は、社会福祉事業区分に計上することができるとなっています。